



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 1 3 9 号 令和元年 1 2 月 1 7 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 8 2	農用地利用配分計画を認可した件	農林水産総合技術 支援センター
5 8 3	土地改良区の役員の退任及び就任について 届出があった件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
5 8 4	公共測量を終了した旨の通知があった件	用地対策課
5 8 5	道路の区域を変更する件	道路整備課
5 8 6	道路の供用を開始する件	同
5 8 7	都市計画法の規定による工事が完了した件	都市計画課

【公安委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
9	令和 2 年猟銃等講習会の開催日時等を公表 する件	
1 0	令和 2 年年少射撃資格講習会の開催日時等 を公表する件	

徳島県告示第五百八十二号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第一項の規定に基づき、農用地利用配分計画を認可したので、同条第七項の規定により次のとおり公告する。

令和元年十二月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在	面 積 (平方メートル)
合同会社MNG	阿南市那賀川町島尻 四七二番地	阿南市那賀川町島尻 七四〇番一	九〇六・〇〇
森吉 稔	同 横見町長岡一 〇二番地	同 横見町長岡東 七〇番一ほか九筆	一〇、二八九・〇〇
有限会社エイノ一	同 日開野町筒路 四七番地六	同 下野町延田 井一七番一ほか十三 筆	一三、八二五・〇〇
農事組合法人吉井未 来	同 吉井町宮ノ前 二九番地一	同 吉井町皇神四 〇番一ほか四筆	三、四三三・〇〇

二 認可年月日

令和元年十二月十七日

徳島県告示第五百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和元年十二月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

飯尾川堰土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	鎌田穂積	前川久	徳島市国府町西黒田字西傍示一六一一 芝原字寺地二一
同			同

徳島県告示第五百八十四号

国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所長から、令和元年徳島県告示第二百二十二号（公共測量を実施する旨の通知があった件）で公示した公共測量を令和元年十一月二十九日終了した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十二月十七日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

徳島県告示第五百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和元年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

2 6 5	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
		腕山花ノ内	三好市井川町吉ノ木二七 一七番一〇地先から 同 奥地一一九 八番五地先まで	新 旧	八・八〇・一 五・二丁一一・五	七四・三 七四・三

徳島県告示第五百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和元年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十七日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
2 6 5	腕山花ノ内	三好市井川町吉ノ木二七―七 番一〇地先から 同 奥地二一九八番 五地先まで	七四・三	令和元年十二月十七日

徳島県告示第五百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）
 事が完了したことを公告する。

令和元年十二月十七日

第二十六条第三項の規定により、次のとおり工

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者	
	住 所	氏 名
小松島市日開野町字高須一番一	徳島市住吉四丁目一二番二〇号	株式会社大協ハウス 工業
同 赤石町字入船一〇六番五、一一三番一、一一三番一三及び一四一番一六並びに一〇六番一、一〇六番六及び一一三番一〇の各一部	同 末広二丁目一番一〇六号	山田電建株式会社
同 檜淵町字久友二二四番二	阿南市那賀川町中島七九五番地 レーヴ二〇七	西本 隼人
吉野川市鴨島町山路字宮ノ南一六七四番八	吉野川市鴨島町山路一六五九番地四	田村 春樹
同 字宮ノ西六四五番一	同 喜来二六四番地一 グランデFI 二〇二号	北島 奈緒美
美馬市脇町字西赤谷五八二番二及び五八二番五並びに五七九番三及び五八二番四の各一部並びに五七九番三及び五八二番五の各地先県有地	美馬市穴吹町穴吹字九反地五番地	美馬市長
名西郡石井町藍畑字東覚円四四八番四	徳島市城東町二丁目四番三〇―三〇三号 市営城東住吉二棟	小川 直美
板野郡松茂町中喜来字前原東老番越一番七	鳴門市里浦町里浦字小高塚五八〇番地一 サンコートB二〇一	大西 浩司

<p>同 北島町江尻字妙蛇池一五番一及び一五番一の地先町有地</p>	<p>板野郡北島町江尻字妙蛇池三二番地一</p>	<p>株式会社渡辺不動産</p>
<p>同 一 鯛浜字西ノ須七番一及び八番</p>	<p>徳島市庄町一丁目二八番地一六</p>	<p>株式会社加藤不動産</p>
<p>同 北村字東蛭子三〇番一、三〇番二、三一番二及び三二番五</p>	<p>兵庫県南あわじ市福良乙九八六番地の二</p>	<p>株式会社ワイ・ジ ・ケー</p>
<p>同 三〇番七及び三〇番九並びに太郎八須字備後江家四一番四及び四一番六並びに四一番六の地先町有地</p>	<p>同</p>	<p>同</p>

徳島県公安委員会告示第9号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項に規定する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（以下「講習会」という。）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和元年12月17日

徳島県公安委員会委員長 藤井伊佐子

1 開催の日時及び場所

令和2年に開催する講習会は、現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び法第5条の2第3項第2号又は第3号に掲げる者に対して行う講習会（以下「経験者講習会」という。）と、その他の者に対して行う講習会（以下「初心者講習会」という。）とに分けて行い、日時及び場所は、次のとおりとする。

(1) 経験者講習会

開催日時	開催場所
1月9日（木）午前9時30分	徳島板野警察署板野庁舎
2月5日（水）午前9時30分	美馬警察署
2月16日（日）午前9時30分	阿南警察署
3月11日（水）午前9時30分	三好警察署
4月9日（木）午前9時30分	徳島板野警察署板野庁舎
5月10日（日）午前9時30分	美馬警察署
5月21日（木）午前9時30分	阿南警察署
6月10日（水）午前9時30分	三好警察署
7月5日（日）午前9時30分	徳島板野警察署
8月5日（水）午前9時30分	美馬警察署
9月3日（木）午前9時30分	阿南警察署
9月24日（木）午前9時30分	三好警察署
10月15日（木）午前9時30分	徳島板野警察署板野庁舎
11月5日（木）午前9時30分	美馬警察署
11月19日（木）午前9時30分	阿南警察署
12月6日（日）午前9時30分	三好警察署

(2) 初心者講習会

開催日時	開催場所
1月15日（水）午前9時	小松島警察署
4月15日（水）午前9時	小松島警察署
7月15日（水）午前9時	小松島警察署
10月21日（水）午前9時	小松島警察署

2 受講手続

(1) 講習の申込みの受付

講習の申込みの受付は、受講を希望する講習会の開催日当日に、開催場所の会場で

行うものとし、経験者講習会は、午前8時30分から午前9時30分まで、初心者講習会は、午前8時30分から午前9時までの間に受け付ける。

なお、この受付時間以外の受付は行わない。

(2) 提出書類

講習の申込みの際は、猟銃等講習受講申込書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。）第20条に規定する猟銃等講習受講申込書をいう。）1通を提出すること。

なお、この申込書には必要事項を記入の上、写真（申込前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。）を貼り付けること

。

(3) 手数料

講習会の手数料として、次に掲げる講習会の区分に応じ、それぞれ定める金額に相当する徳島県収入証紙を、講習の申込みの際に納付すること。

ア 経験者講習会 3,000円

イ 初心者講習会 6,900円

(4) その他

ア 経験者講習会の受講者は、猟銃・空気銃所持許可証（規則第31条に規定する猟銃・空気銃所持許可証をいう。）を受付の際に提示すること。

イ 初心者講習会の受講者は、受付の際に住所、氏名及び生年月日が表示された本人であることを確認できる書類（学生証、運転免許証等）を提示すること。

3 講習

(1) 講習時間等

講習会の講習時間は、経験者講習会が午前9時30分から午後零時30分まで、初心者講習会が午前9時から午後3時まで（正午から午後1時までは休憩時間）とする

。

なお、講習終了後に、いずれの講習会も正誤式による筆記試験を実施する。

(2) 講習に持参するもの

ア HB又はBの鉛筆（シャープペンシルも可）

イ 消しゴム

ウ 印鑑

(3) 講習修了証明書の交付

講習会の講習を修了した者のうち、当該講習に係る事項を修得したと認められる者に対して、その当日に講習修了証明書（法第5条の3第2項に規定する講習修了証明書をいう。）を交付する。

4 その他

講習は、開催場所の警察署会議室を使用する予定であるが、都合により変更する場合もあるので、事前に開催場所の警察署生活安全課に確認すること。

徳島県公安委員会告示第10号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第9条の14第1項に規定する年少射撃資格の認定のための講習会（以下「講習会」という。）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第29条第1項の規定により告示する。

令和元年12月17日

徳島県公安委員会委員長 藤井伊佐子

1 開催の日時及び場所

令和2年に開催する講習会の日時及び場所は、次のとおりとする。

開催日時	開催場所
6月17日（水）午前9時	徳島名西警察署
8月19日（水）午前9時	徳島名西警察署
12月16日（水）午前9時	徳島名西警察署

2 受講手続

(1) 講習の申込みの受付

講習の申込みの受付は、受講を希望する講習会の開催日当日に、開催場所の会場で行うものとし、午前8時30分から午前9時までの間に受け付ける。

なお、この受付時間以外の受付は行わない。

(2) 提出書類

講習の申込みの際は、年少射撃資格講習受講申込書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第80条に規定する年少射撃資格講習受講申込書をいう。）1通を提出すること。

なお、この申込書には必要事項を記入の上、写真（申込前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼り付けること。

(3) 手数料

講習会の手数料として、9,800円に相当する金額の徳島県収入証紙を、講習の申込みの際に納付すること。

(4) その他

受講者は、受付の際に住所、氏名及び生年月日が表示された本人であることを確認できる書類（学生証、運転免許証等）を提示すること。

3 講習

(1) 講習時間等

講習会の講習時間は、午前9時から午後2時まで（正午から午後1時までは休憩時間）とする。

なお、講習終了後に正誤式による筆記試験を実施する。

(2) 講習に持参するもの

ア HB又はBの鉛筆（シャープペンシルも可）

イ 消しゴム

ウ 印鑑

(3) 講習修了証明書の交付

講習会の講習を修了した者のうち、当該講習に係る事項を修得したと認められる者に対して、その当日に年少射撃資格講習修了証明書（法第9条の14第2項に規定する年少射撃資格講習修了証明書をいう。）を交付する。

4 その他

講習は、開催場所の警察署会議室を使用する予定であるが、都合により変更する場合もあるので、事前に開催場所の警察署生活安全課に確認すること。